

園評価について

幼稚園・保育所・認定こども園評価の根拠等

参考:幼稚園における学校評価ガイドライン(文部科学省 平成23年11月)
保育所における自己評価ガイドライン(厚生労働省 令和2年3月)



幼稚園における評価の根拠

➤ 幼稚園における学校評価ガイドライン（文部科学省 平成23年11月改訂）

平成19年7月に文部科学省初等中等教育局に置かれた「幼稚園における学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」における議論を踏まえ、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」に示された内容に準ずるとともに、幼稚園の特性を考慮し、「幼稚園における学校評価ガイドライン」が作成された。



幼稚園における評価の根拠

➤ 学校評価の目的1

- 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

幼稚園における学校評価ガイドライン（文部科学省 平成23年11月改訂）



幼稚園における評価の根拠

➤ 学校評価の目的2

- 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

幼稚園における学校評価ガイドライン（文部科学省 平成23年11月改訂）



幼稚園における評価の根拠

➤ 学校評価の目的3

- 各学校の設置者等が，学校評価の結果に応じて，学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより，一定水準の教育の質を保証し，その向上を図ること。

幼稚園における学校評価ガイドライン（文部科学省 平成23年11月改訂）



幼稚園における評価の根拠

➤ 学校評価の形態 1 自己評価

- 各学校の教職員が行う評価

幼稚園における学校評価ガイドライン（文部科学省 平成23年11月改訂）



幼稚園における評価の根拠

➤ 学校評価の形態2 学校関係者評価

- 保護者，地域住民等の学校関係者により構成された評価委員会等が，自己評価の結果について評価することを基本として行う評価



幼稚園における評価の根拠

➤ 学校評価の形態3 第三者評価

- 学校とその設置者が実施者となり，学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により，自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ，教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価

幼稚園における学校評価ガイドライン（文部科学省 平成23年11月改訂）



幼稚園における評価の根拠

➤ 学校評価 関連法令

学校教育法第42条（幼稚園については，第28条により準用）

学校教育法施行規則第66条～第68条（幼稚園については，第39条により準用）



《実施・公表》

自己評価＝義務，関係者評価＝努力義務，第三者評価＝実施義務や

努力義務を課すものではない。



保育所における評価の根拠

➤ 保育所における自己評価ガイドライン（厚生労働省 令和2年3月改訂）

基本の評価

- 保育士等の職員個人による自己評価
- 保育所が組織として実施する自己評価

多様な視点を取り入れる方法

- 第三者評価
- 公開保育・研修の機会等の活用
- 学校関係者評価

《実施》

保育士等の自己評価＝努力義務

《実施・公表》

保育所の自己評価＝努力義務



認定こども園における評価の根拠

➤ 幼保連携型認定こども園 評価 関連法令

認定こども園法 第23条・第24条（平成18年法律第77号）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

第23条・第24条・第25条

（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）



《実施・公表》

自己評価＝義務，関係者評価＝努力義務，第三者評価＝努力義務



園評価により期待される取組と効果

○学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。

○学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが重要である。



園評価について

幼稚園・保育所・認定こども園評価の根拠等

参考:幼稚園における学校評価ガイドライン(文部科学省 平成23年11月)
保育所における自己評価ガイドライン(厚生労働省 令和2年3月)

